

# 鳥取縣公告

## 規則

◇鳥取縣規則第四十一號の二  
 昭和七年十一月鳥取縣令第四十九號水利使用料徵收規程  
 の一部を次のように改め昭和二十二年四月一日からこれ  
 を適用する。

昭和二十二年十一月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中「常時理論馬力一馬力に付年額壹圓以内」を  
 「常時理論馬力二馬力に付年額參圓以内」に、「常時  
 理論馬力と最大理論馬力との差一馬力に付年額五拾錢  
 以内」を「常時理論馬力と最大理論馬力との差一馬力  
 に付年額壹圓五拾錢以内」に改める。

昭和二十二年十一月十一日  
 號 外

火 曜 日

本書ノ大半サハ國定規格A列5

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル)  
 火金 曜日發行 (時ハ翌日)

昭和二十二年十一月十一日 (昭和四年四月十五日)  
 外 (第三種郵便物認可)